

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	十和田市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.towada.lg.jp/docs/2015070800045/">http://www.city.towada.lg.jp/docs/2015070800045/</a>

執行機関名 十和田市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	十和田市子ども医療費給付条例(平成17年十和田市条例第125号)による子ども医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		十和田市個人番号の利用に関する条例別表の1の項 十和田市子ども医療費給付条例(平成17年十和田市条例第125号)による子ども医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	十和田市子ども医療費給付条例(平成17年十和田市条例第125号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、子どもが医療保険各法による療養の給付又は療養費の支給を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もって子どもの保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		十和田市子ども医療費給付条例(平成17年十和田市条例第125号) 十和田市子ども医療費給付条例施行規則(平成17年十和田市規則第101号)